

奈良県看護協会災害対策マニュアル

公益社団法人 奈良県看護協会

2019 年 12 月改定

目 次

第 1 章 基本方針・災害時支援体制

- I 目的 (P1)
- II 災害時支援の基本方針 (P1)
- III 災害発生時の体制 (P1～P5)
 - 1 奈良県看護協会災害対策本部の設置 (P1)
 - 2 協会対策本部の各担当の職務 (P2)
 - 3 災害発生時、本会事業参加者等への対応 (P3)
 - 4 奈良県外で災害が発生した場合の対応 (P4)

第 2 章 災害支援ナース

- I 災害支援ナースの役割と登録 (P6)
 - 1 災害支援ナースとは (P6)
 - 2 災害支援ナースの役割 (P6)
 - 3 災害支援ナースの登録 (P6)
- II 災害支援ナースの派遣と受け入れ (P7)
 - 1 災害時支援の対応区分 (P7)
 - 2 奈良県内に災害が発生した場合の派遣手順 (P7)
 - 3 県外被災地への災害支援ナースの派遣 (P8)
- III 災害支援ナースの身分保障等 (P8)
- IV 災害支援ナースの育成および普及啓発 (P8)
 - 1 災害看護に関する研修 (P8)
 - 2 災害支援ナース活動マニュアルの作成配布 (P9)
 - 3 災害支援ナース派遣調整合同訓練 (P10)

参 考

様 式

- 奈良県看護協会災害支援ナース登録申請書 (P14)
- 奈良様式 A (P15)
- 奈良様式 B (P16)
- 奈良様式 C (P17)

第1章 基本方針・災害時支援体制

I 目 的

奈良県看護協会（以下「本会」とする）は、奈良県内および広域に、自然災害（南海トラフ地震、台風災害等）による甚大な被害が発生した時、看護職間の相互支援および地域住民の生命と健康を守るために、関係機関と連携し、看護の知識・技術を用いて支援活動を行う。

II 災害時支援の基本方針

- 1 本会は、大規模な災害発生時、災害対策本部を設置する。また、看護支援活動に備え、災害支援ナースの育成及び災害看護に関する普及啓発を実施する。
- 2 本会は、看護職能団体として日本看護協会と連携し、災害支援ナースの派遣および受け入れの調整等、災害時の看護支援活動を実施する。
- 3 本会は、災害対策基本法による指定地方公共機関として、奈良県知事との「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、災害時の医療救護活動を行う。

III 災害発生時の体制

1 奈良県看護協会災害対策本部の設置

- 1) 奈良県内に自然災害が発生し、緊急対応が必要な場合には、会長は奈良県看護協会災害対策本部（以下「協会对策本部」とする）を設置する。

※震度6弱以上の地震の発生または奈良県が災害対策本部を設置したとき。

2) 協会对策本部長は本会会長とする

3) 協会对策本部構成員

会長、専務理事、常任理事、事務長、ナースセンター事業部責任者、職員

4) 役員・職員の参集

- (1) 平日勤務時間内（8:30～17:00）に災害が発生し緊急対応が必要な場合は、直ちに設置し対応する。休日昼間の場合は、出勤可能な役員および職員は、本会に参集し対応する。
- (2) 勤務時間外（夜間）に災害が発生した場合は、翌朝昼間（8:30～）に、出勤可能な役員および職員は本会に参集し、対応する。

5) 災害発生直後の対応

(1) 本会の被災状況の把握

役員および職員の安否確認と奈良県看護研修センター・ホームナーシングセンター・協会立訪問看護ステーション（以下「看護研修センター等」とする）の被害状況およびライフラインの確認を行う。

(2) 通常業務の整理・調整

本会事業（研修、相談、委員会等）の中止および再開の判断と周知を行う。

(3) 災害情報の収集および連絡調整

奈良県災害対策本部、同保健医療調整本部等から情報を収集し、被災状況を把握する。

(4) 日本看護協会との連絡調整

日本看護協会に災害発生状況を報告し、災害支援ナースの受け入れが必要となった場合は派遣を要請し調整を行う。

(5) 災害支援ナースの派遣調整

奈良県知事から災害支援ナースの派遣要請や県内被災施設から派遣要請があった場合は派遣調整を行う。

(6) 災害支援ナース所属施設への情報提供

県内の被災状況や災害支援ナースの派遣・受け入れ状況等、情報提供を行う。

2 協会对策本部の各担当の職務

1) 本部長（会長）の役割

- (1) 本部の業務を総括し、災害支援対策の協議決定を行う
- (2) 各理事・職員への役割・任務を指示する
- (3) 災害支援ナースの派遣を決定する
- (4) 本部の解散を決定する

2) 本部副部長（専務理事）の役割

- (1) 本部長の補佐および必要時代行
- (2) 奈良県災害対策本部、奈良県保健医療調整本部、奈良県医師会等防災関係機関との連絡調整
- (3) 日本看護協会との連絡調整および支援要請、他県看護協会との連絡調整

3) 総務班（事務長、事務部職員）

- (1) 本部の庶務を担当
- (2) 役員、職員（協会本部、協会立訪問看護ステーション）の安否の確認、建物の被害状況の確認等。
- (3) 県内被災地に派遣する災害支援ナースの保険加入手続き
- (4) 会員への見舞金支給手続き

(5) 災害に関連して生じる法人関係事務および会計処理

4) 情報班(教育事業部理事、教育事業部職員)

県内の被災状況を情報収集し、災害担当理事に報告する。

(1) 県内の被災状況等の情報収集

県内の被害状況、ライフライン、避難の状況、行政機関の体制等について、各メディア、県・市のホームページ等から情報を入手する。(参考「災害時の情報収集」P12)

(2) 県内医療機関の被災状況等の情報収集

県内医療機関の情報は、「なら医療情報ネット」に、患者の受け入れ状況、施設・ライフライン状況等が掲載される。また広域災害・救急医療情報システム(EMIS)で広域の情報が提供されるので、適宜情報収集する。(参考「災害時の情報収集」P12)

5) 物資班(ナースセンター事業部責任者・ナースセンター事業部職員)

(1) 災害支援ナースの派遣時の物品の貸し出し

(2) 災害支援ナースの県内派遣に際し、被災地(施設)までの交通手段について、情報を収集する。各メディア、県ホームページ等から交通情報、道路通行規制状況等を確認する。
(参考「災害時の情報収集」P12)

6) 災害支援ナース派遣班(地域看護事業部(災害担当)理事・地域看護事業部職員)

(1) 災害支援ナースの派遣、受け入れの調整

(2) 派遣説明会の開催

(3) 災害支援ナースとの連絡調整、活動状況の把握

(4) 災害支援ナース用の備品・消耗品の平常時からの整備・管理

3 災害発生時、本会事業参加者等への対応

1) 研修等の中止について

看護研修センター等のほか県内会場で、本会事業(研修、交流会、委員会等)開催中に災害が発生した時(公共交通遮断が予想される災害が発生した時等)は、事業を中止する。

2) 事業参加者等は、原則的には速やかに帰宅(もしくは所属施設に戻る)してもらう

看護研修センター外の県内会場において避難・誘導等の指示があった場合はその指示に従う。

参考: JR 西日本、近畿日本鉄道は震度4の観測で速度規制・運行停止

3) 看護研修センター等の建物損壊により避難が必要な場合は、安全な場所に誘導する

避難誘導は奈良県看護協会消防計画(消防訓練)に準じる。

参考: 市指定の避難所(橿原市: 中央公民館・中央体育館・福祉センター「やわらぎの

郷」等、宇陀市：榛原小学校等)

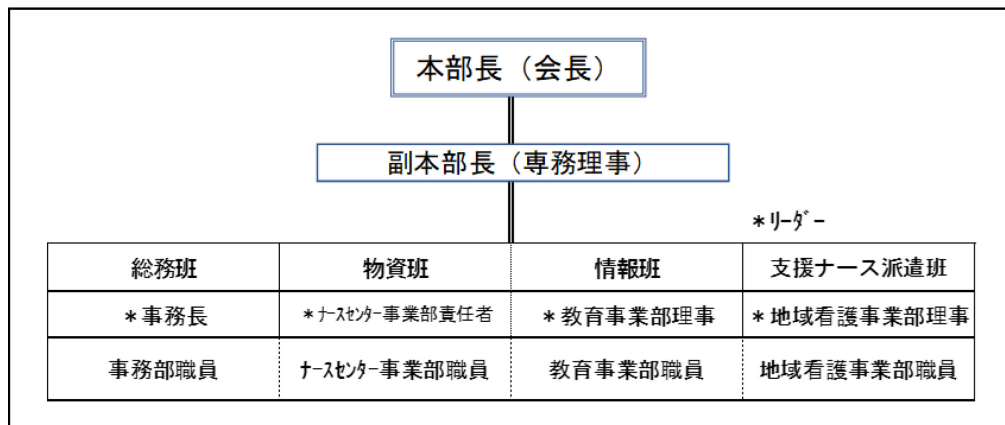
4) 研修等中止の事前周知

研修当日 7 時または 11 時の時点で、研修会場がある地域に特別警報または暴風警報が発令された場合は、研修は自動的に中止とする。また、台風情報や特別警戒情報等により事前に開催の中止を決定した場合はホームページで周知を行う。

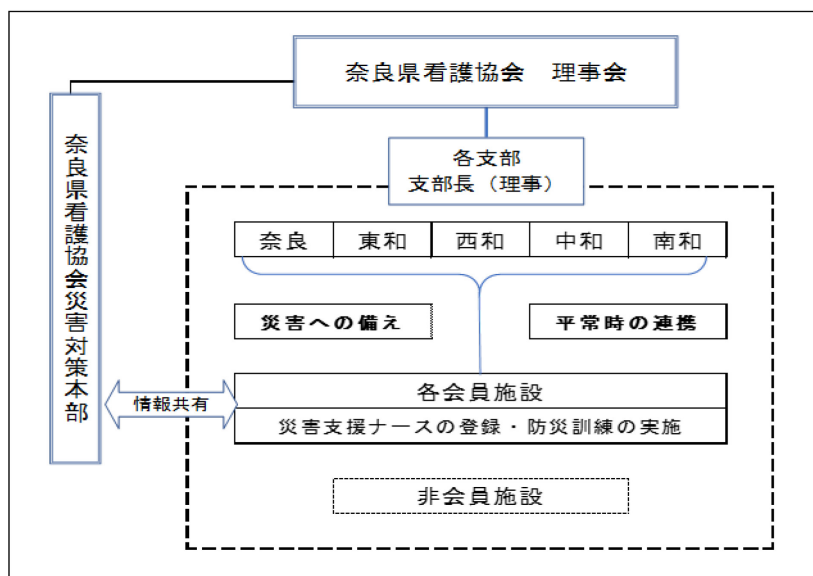
4 奈良県外で災害が発生した場合の対応

奈良県外で甚大な災害が発生し、日本看護協会から本会に災害支援ナースの派遣要請があった場合は、協会対策本部を設置し災害支援ナースの派遣調整を行う。

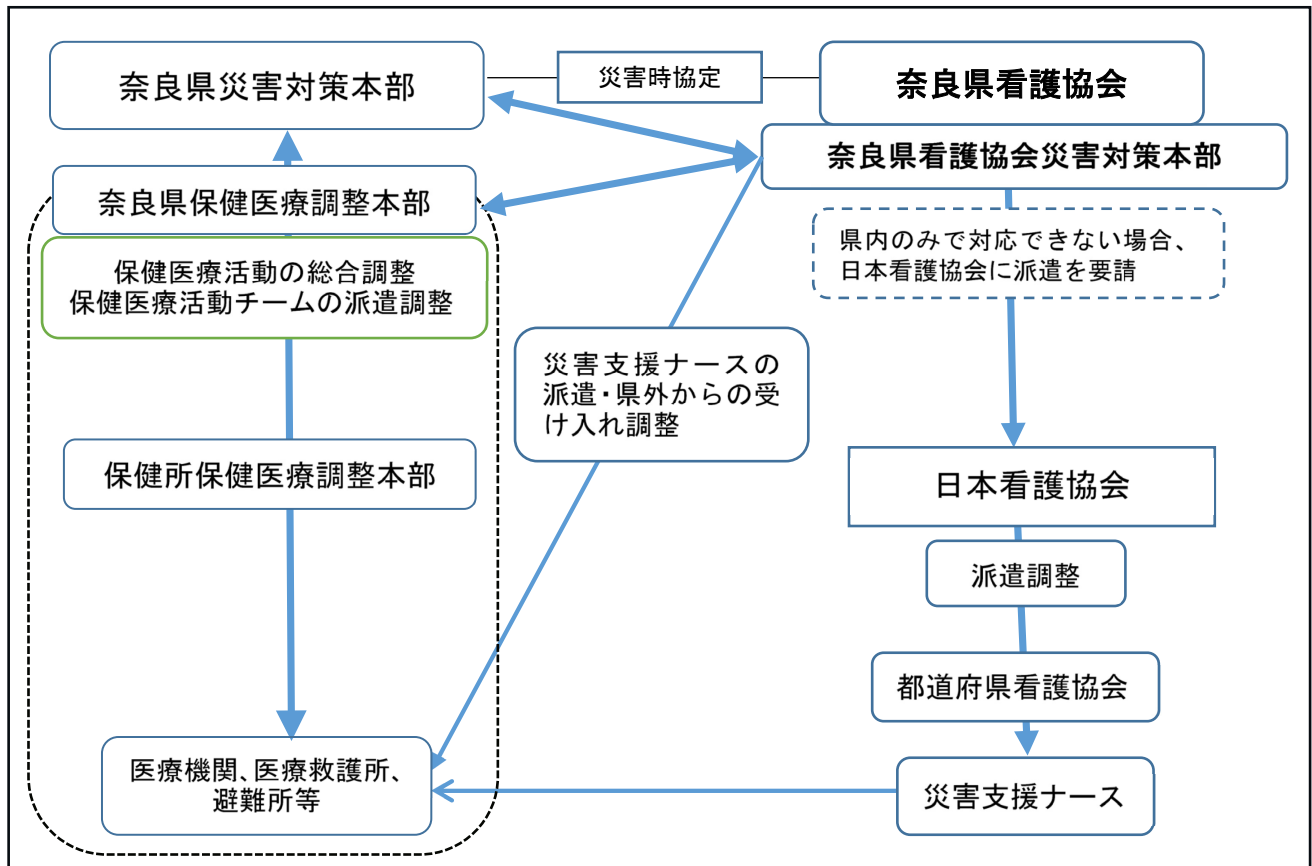
奈良県看護協会災害対策本部 組織図 (図 1)



奈良県看護協会災害支援の組織図 (図 2)



奈良県内での災害発生時の連携体制（図3）



第2章 災害支援ナース

I 災害支援ナースの役割と登録

1 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことで、奈良県看護協会に登録されている。災害時の看護支援活動は自己完結型を基本とする。

2 災害支援ナースの役割

- 1) 災害支援ナースは、災害支援に必要な研修や訓練を受け、被災地等で適切な医療・看護を提供する。
- 2) 災害支援ナースは、自施設の災害対策の推進に積極的に関わるとともに、防災訓練に参加し、平常時からスキルの維持向上に努めることが望ましい。

3 災害支援ナースの登録

1) 登録要件

- (1) 本会会員であること。
- (2) 原則として実務経験年数が5年以上であること。
- (3) 本会が実施する災害支援ナース養成のための災害看護基礎研修を受講していること。または相当する災害看護に関する研修を受講していること。
- (4) 施設長の承諾を得ていること。
- (5) 看護職賠償責任保険に加入していることが望ましい。

2) 登録方法

- (1) 登録希望者は「奈良県看護協会災害支援ナース登録申請書」(P15) (以下、「登録申請書」という。)に必要事項を記入し、本会に提出する。
- (2) 登録者には「奈良県看護協会災害支援ナース登録証」を交付する。
- (3) 登録の更新は3年毎とする。
登録更新には、本会が開催する災害看護スキルアップ研修の受講、もしくは奈良県防災総合訓練に参加することが望ましい。

3) 災害支援ナースの所属施設の役割

- (1) 災害支援ナース登録の希望があった場合は、施設の看護代表者が登録申請書を取りまと

めて、本会に送付することが望ましい。

- (2) 災害支援ナースの所属施設は、災害関係研修や各種防災訓練への参加等、災害支援ナースのスキルの維持向上に配慮することが望ましい。
- (3) 災害支援ナースの所属部署等のバランスを考慮して、計画的に人材を育成していくことが望ましい。

Ⅱ 災害支援ナースの派遣と受け入れ

1 災害時支援の対応区分

1) レベル1（単独支援対応）

本会のみで看護支援活動が可能な場合。本会が県内の被災地（施設）に災害支援ナースを派遣する。派遣調整は本会が行う。

2) レベル2（近隣支援対応）

本会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分であり、近隣の都道府県看護協会（以下「近隣県協会」という。）から派遣支援を受ける場合。派遣調整は日本看護協会が行う。

3) レベル3（広域支援対応）

本会および近隣県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難または不十分であり、活動の長期化が見込まれる場合。全国の都道府県看護協会（近隣県協会を含む）から災害支援ナースの派遣支援を受ける。派遣調整は日本看護協会が行う。

2 奈良県内に災害が発生した場合の派遣手順

1) 県内被災病院・施設から災害支援ナースの派遣を要請する場合

(1) 派遣要請

県内被災病院・施設は、「災害状況連絡票（奈良様式A）」(P16)により、本会に被災状況を連絡する。派遣の受け入れが必要となった場合は「災害支援ナース派遣要請票（奈良様式B）」(P17)により要請する。 FAX 0744-24-7703 電子メール saigai@nara-kango.or.jp
電話 0744-25-4014 災害時直通電話 0744-22-7717

(2) 受け入れ準備

被災病院・施設は、以下の事項を検討し派遣を要請する。

- ①受け入れ部署（病棟、外来、救護所等）
- ②必要な災害支援ナースの人員とおおよその派遣期間
- ③受け入れ部署の担当責任者及び連絡窓口
- ④宿泊の要・否（宿泊の場合は宿泊先）
- ⑤派遣期間の延長や派遣人数の増減、派遣中止の判断

(3) 派遣決定

本会は、被災病院・施設からの支援要請をもとに奈良県保健医療調整本部と調整し、派遣調整・派遣決定を行う。被災病院・施設からの支援要請が県内のみで対応できないと判断した場合は、日本看護協会に派遣要請を行い受け入れ調整を行う。

2) 派遣時期等

災害支援ナースの派遣は、災害発生後3日以後～1カ月間を目安とし、一人の派遣期間は、移動期間を含め3泊4日とする。原則として活動場所は被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先する。

3 県外被災施設への災害支援ナースの派遣

日本看護協会から本会に派遣要請（レベル2、3）があった場合

1) 本会は、県内の災害支援ナース所属施設へ派遣を要請し、各所属施設から「災害支援ナース派遣候補者リスト（奈良様式C）」の報告を受ける。派遣候補者を日本看護協会に報告し調整を行う。

2) 派遣が決定次第、派遣説明会を開催し、災害支援ナースの災害看護活動に必要な物資の貸し出し他、派遣期間中の連絡体制を整えサポートを行う。

Ⅲ 災害支援ナースの身分保障等

1 本会の要請により派遣される場合

県内災害時に本会の要請により派遣される場合は、交通費等は本会が負担する。また災害看護支援活動中（出発地と被災地との移動を含む）の事故等への対応は、日本看護協会に準じ本会が保険契約する。なお、奈良県からの要請により派遣される場合は、奈良県の規定により必要な経費が負担される。

2 日本看護協会の要請により派遣される場合

災害支援ナースの活動にあたって必要な交通費・宿泊費は日本看護協会が負担する。また災害看護支援活動中（出発地と被災地との移動を含む）の事故等への対応については、日本看護協会が保険契約する。

Ⅳ 災害支援ナースの育成および普及啓発

1 災害看護に関する研修

1) 災害看護基礎研修（日本看護協会インターネット配信研修） 年1回実施

(1) 対象 全看護職

(2) ねらい

看護専門職の災害時支援者として必要な基礎知識を修得し、災害支援ナースとしての役割や活動の実際を理解する。

2) 災害支援ナーススキルアップ研修Ⅰ 隔年実施

(1) 対象 原則として災害看護基礎研修修了者

(2) ねらい

災害支援に必要な災害医療・看護の基礎知識及び災害発生時の対応から長期支援について学ぶ。

3) 災害支援ナーススキルアップ研修Ⅱ 隔年実施

(1) 対象 原則として災害看護基礎研修修了者

(2) ねらい

災害支援時のメンタルヘルスケア

4) 災害支援ナース指導者育成研修（日本看護協会法人会員対象研修） 年1回実施

(1) 対象 災害看護委員会委員、災害支援ナース指導者

(2) ねらい

災害支援ナースの育成（研修の企画・実施・評価）が担える。災害時に被災地において、他職種他団体等と連携しながらコーディネート機能を果たせる。

2 災害支援ナース活動マニュアルの作成配布

災害支援ナースの活動に必要な基礎知識等について、携行用の実践マニュアルを配布する。

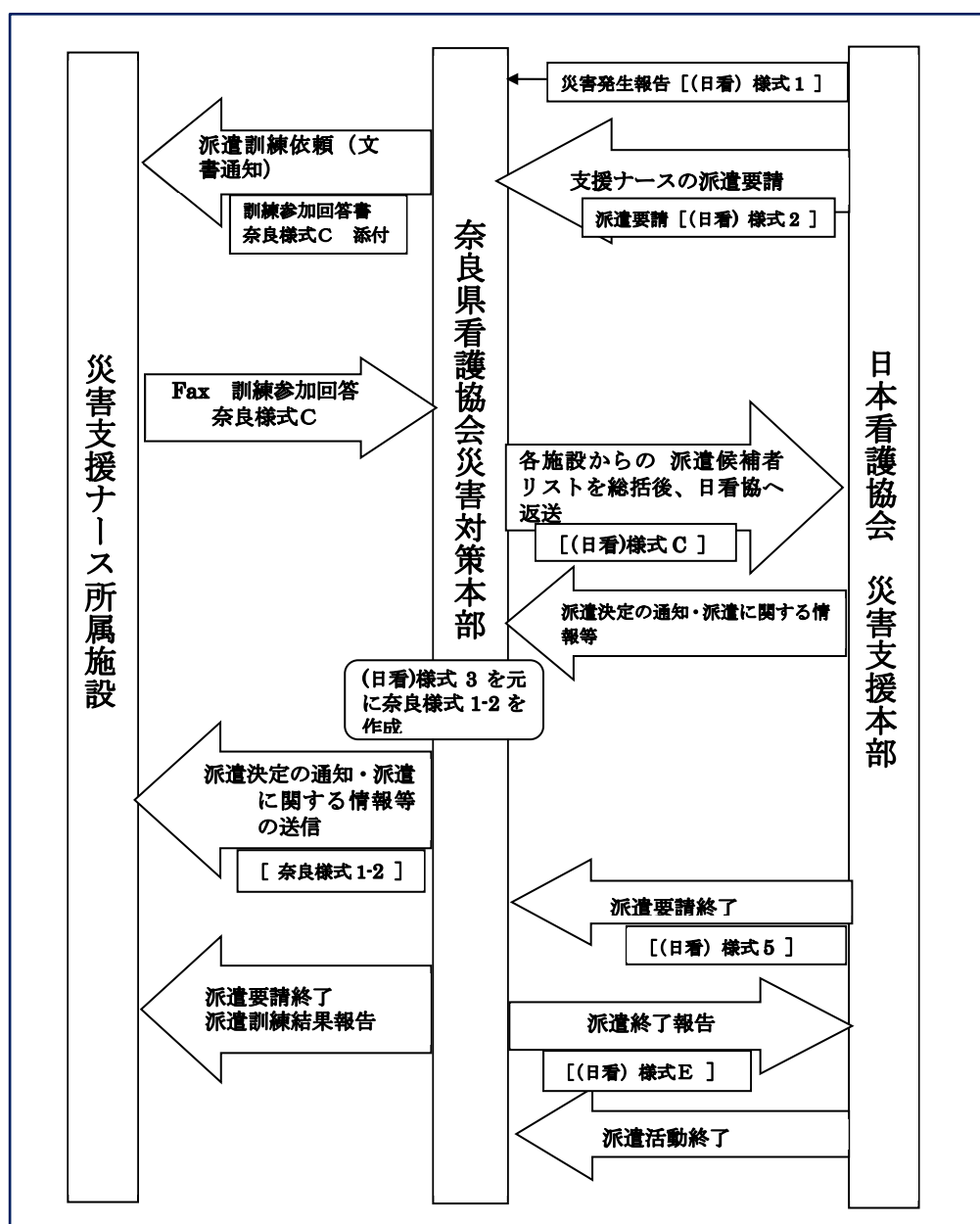
（「災害支援ナース活動マニュアル（ポケット版）」全36頁 本会ホームページからダウンロード可能）

災害看護支援ナース活動マニュアル (ポケット用)   公益社団法人 奈良県看護協会	目次 1. 奈良県看護協会災害支援ナースの流れ 3 2. 災害看護の定義と災害支援ナースの活動 4 3. 奈良県看護協会の準備物品 5 4. 現場では 6 5. 活動終了後 7 6. 基礎知識 - 災害サイクル 9 - トリアージについて 10 - 病院支援・福祉避難所支援・避難所支援 19 - 被災者ところのケア 22 - 被災者に接する7つのポイント 23 - 援助者のストレス処理 24 - 災害看護と法律 25 7. 活動記録 31 8. MEMO 35
---	--

3 災害支援ナース派遣調整合同訓練

日本看護協会と都道府県看護協会との連絡や災害支援ナースの派遣調整を円滑に行い、災害支援ナースの派遣体制を改善・強化する目的で、毎年11月頃に開催される。実際の災害時派遣手順に準じた机上訓練を行うので、災害支援ナースの所属施設は積極的に参加され、災害時派遣のシミュレーションとして活用することが望ましい。

災害支援ナース派遣調整合同訓練の流れ（図4）



参 考

1 奈良県看護協会災害対策本部

〒634-0813 橿原市四条町 288 番地 8

TEL : 0744-25-4014 FAX : 0744-24-7703 災害時直通電話 0744-22-7717

災害専用メール : saigai@nara-kango.or.jp

2 奈良県災害対策本部 防災統括室（ダイヤルイン 0742-24-1914）

奈良県保健医療調整本部 地域医療連携課（ダイヤルイン 0742-27-8935）

3 日本看護協会 災害専用ダイヤル 03-6704-8730

4 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う医療機関である。災害拠点病院に求められる機能は以下のとおり。

- ・災害時に多発するおそれのある重篤救急患者（多発外傷、挫滅症候群、広範囲 熱傷等）の救命医療を行う高度の診療機能
- ・患者受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）派遣機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能

災害拠点病院等一覧

（H29.11 末時点）

病院名	住所	災害拠点 病院	DMAT 指定病院	救急救命 センター	二次 医療圏
奈良県総合医療センター	奈良市七条西町 2 丁目 897-5	○	○	○	奈良
市立奈良病院	奈良市東紀寺町 1 丁目 50 番 1 号	○	○	×	奈良
済生会中和病院	桜井市大字阿部 323	○	○	×	東和
宇陀市立病院	宇陀市榛原萩原 815	×	○	×	東和
近畿大学奈良病院	生駒市乙田町 1248-1	○	○	○	西和
奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町三室 1-14-16	×	○	×	西和
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町 840 番地	◎	○	○	中和
大和高田市立病院	大和高田市磯野北町 1 番 1 号	○	○	×	中和
南奈良総合医療センター	吉野郡大淀町福神 8 番 1	○	○	○	南和

◎は基幹災害拠点病院

5 災害時の情報収集

1) 奈良県内の災害・被災状況は「奈良県防災ポータル」に、人的被害・住家被害、避難状況、道路通行規制状況、ライフライン等の情報が掲載される。

奈良県庁ホームページ
トップページから「防災・危機管理」→「奈良県防災ポータル」

① 奈良県防災ポータル

緊急情報はここに掲載

気象情報	奈良県エリア	道路情報	県管理道路 国道 高速道路
	警報・注意報	交通情報	近畿日本鉄道 JR 西日本 奈良交通
	土砂災害警戒情報		
	台風情報		
河川・砂防情報	異常天候早期警戒情報	ライフライン	関西電力 大阪ガス 大和ガス NTT 西日本
	気象情報 発表基準		
	河川 土砂災害 雨量		

危機管理情報BOX（新着情報）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 第〇報【〇月〇日〇時〇分】 〇〇による被害状況

被害状況、道路通行規制状況等の報道資料が掲載される。随時確認する。

2) 医療機関の状況は「なら医療情報ネット」に、医療機関の被災状況や患者受け入れ状況等、各医療機関が入力した情報が医療圏域別に検索できる。

なら医療情報ネット （「関係者ログイン」→「関係者メニュー」→「医療機関状況検索」）



県内局所集団災害業務 ※消防機関の要請登録、消防機関から要請のあった医療機関の入力はこちら

医療機関状況モニター

医療機関状況検索

災害地図検索

医療機関状況モニター

医療機関状況検索

災害地図検索

広域災害救急医療情報システム ※大規模災害時等(県内局所集団災害以外の場合)はここから入力

広域災害救急医療情報システム E M I S

広域災害救急医療情報システム（E M I S）では、DMAT活動等、詳細情報が提供される。ここをクリック。

奈良

検索結果:○機関

医療機関名	患者の受け入れが困難	倒壊・倒壊の恐れ有り	受入人数限界超過	ライフライン使用不可	その他有り	受入可能外傷患者			受入可能疾病患者		
						重症	中等症	軽症	重症	中等症	軽症
〇〇〇〇病院							3	5			
小計							3	5			
合計							3	5			

「医療機関状況検索」から圏域別に検索できる。随時確認する。

6 災害支援ナース派遣と施設基準の一時的な変動の取り扱いについて

被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、通常特例措置がとられ、厚生労働省より取り扱いについて通知される。

過去の特例措置においては、災害派遣により看護職が一時的に不足し、入院基本料の設備基準の規定や月平均夜勤時間数の一時的な変動があった場合においては、変動の届を行わなくてよいとされている。届出を行わなくてよいとされた場合は、派遣により不足したことを記録し、保存しておくこととされている。但し特例は災害発生の都度、検討され発信されることから、その扱いについては、災害発生時の通知文を確認すること。

通知文は厚生労働省より都道府県民生主管部（局）あてに発信され、県は市町村や関係団体（国保連合会や病院協会等）への周知を図る。県より通知を受理した団体は個々の判断で病院等に通知されることもある。通知文については厚生労働省のHPに掲載される。

通知文抜粋（令和元年10月15日付 厚生労働省保健局医療課・老健局老人保健課通知）

4. 施設基準の取扱いについて

- (1) 今般の災害等に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発 0305 第2号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、当面、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。
- (2) また、災害等に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準等通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいものとする。

奈良県看護協会災害支援ナース登録申請書

* 太枠内は本人記入欄

奈良県看護協会記入欄 登録番号

登録申込日	年 月 日		該当を○で囲んでください 新規 ・ 更新 ・ 変更		
ふりがな		性別	生年月日 (西暦)	年 月 日生 (歳)	
氏名					
免許書	保・助・看・准	奈良県看護協会 会員No.		施設該当地区 (奈良・西和・中和・東和・南和)	
所属施設名	(所属部署)			T E L	
				F A X	
施設住所	〒				
	※離職中の場合は離職年数をご記入ください (年)				
自 宅 住 所	〒				
本人 連絡先	T E L		E-mail		
	F A X		家族等 緊急 連絡先	①	(氏名:)
	携 帯 電 話			②	(氏名:)
看 護 職 実務経験	() 年	得意分野	☐ 小児 ☐ 母性 ☐ 成人 ☐ 老人 ☐ 精神救急 ☐ ICU ☐ 手術室 ☐ 透析 ☐ その他 ()		
活動可能 範囲	☐ 県内医療救護活動 ☐ 県外の被災地の救護活動				
資格・特技	☐ 運転免許 (普通・大型・原付) ☐ パソコン・インターネット ☐ 外国語 () ☐ 手話 ☐ その他 ()				
災害支援ナース研修受講	災害看護基礎研修 ☐ 有 (受講した年: 年) ☐ 無 スキルアップ研修 ☐ 有 (受講した年: 年) ☐ 無				
災害支援活動経験	☐ 有 (具体的に) ☐ 無				

施設承諾欄

上記の者を災害支援ナースとして登録することを承諾します。
但し、施設の状況により派遣できない場合があることをご承知ください。

年 月 日

公益社団法人 奈良県看護協会 会長 殿

施設名

施設長

印

変更が生じた場合、下記にご連絡ください。

連絡先: 公益社団法人 奈良県看護協会 地域看護事業部 (奈良県橿原市四条町 288-8)

TEL: 0744-25-4014 / FAX: 0744-24-7703

E-mail nara-ns@oregano.ocn.ne.jp

奈良様式 A

(送付枚数：本紙含め 枚)

< 年 月 日 時 分現在 >

送信元	施設名
	FAX： 施設長(看護部長)



宛先	奈良県看護協会長 宛
	FAX : 0744-24-7703 TEL : 0744-25-4014 災害時直通電話 : 0744-22-7717 電子メール : saigai@nara-kango.or.jp

災害状況連絡票-第 () 報

災害： _____ について

現時点の被害状況下記のとおりです。

1. 被災施設の建物等の被害状況	
○建物の被害	1. なし 2. あり→被害状況 ()
○通信手段の影響	1. なし 2. あり→今後の通信手段 (電話 ・ FAX ・ メール ・ その他 ())
○設備・備品等の破損	1. なし 2. あり
○ライフラインの障害	1. なし 2. あり→被害状況 (電気 ・ ガス ・ 水道)
○職員の被災	1. なし 2. あり→被災状況 ()
○業務遂行への影響	1. なし 2. あり→影響の程度 (全面不可 ・ 一部不可)
2. 災害支援ナースの派遣要否	
1. 不要 2. 要 3. 検討中	
3. 交通機関への影響、特記・その他連絡事項	

奈良県看護協会への連絡方法

FAX : 0744-24-7703 TEL : 0744-25-4014 災害時直通電話 : 0744-22-7717
電子メール : saigai@nara-kango.or.jp

奈良様式 B

(送付枚数：本紙含め 枚)

＜ 年 月 日 時 分現在 ＞

送信元	施設名 FAX： 施設長(看護部長)	宛先	奈良県看護協会長 宛 FAX：0744-24-7703 TEL：0744-25-4014 災害時直通電話：0744-22-7717 電子メール：saigai@nara-kango.or.jp
-----	------------------------------------	----	---

災害支援ナース派遣要請票 第 () 報

※本票は、活動場所ごとに作成してください。下記のように災害支援ナース派遣を要請します。

1. 活動場所(必須)	名称：
	住所：
	電話番号：
	責任者：
2. 支援期間(必須)	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
3. 必要人数(必須)	1日あたり 人
4. 現地担当者 (必須)	氏名：
	所属：
	住所：
	電話番号：
5. 交通ルート	※最も近い駅から施設の最寄駅、施設所在地への利用可能なルートをご記入ください。
6. ライフライン	電気 ・ ガス ・ 水道 ・ その他 ()
7. 災害支援ナース への支援環境	寝具提供： 有 ・ 無 ・ その他 ()
	食事提供： 有 ・ 無 ・ その他 ()
	保清方法： シャワー ・ 清拭 ・ その他 ()
8. その他(特に持ってきた方がよいと思われるもの・注意事項等)	
9. 支援内容	

現在分
時
日
月
年

宛 先	担当：地域看護事業部	
	FAX	0744-24-7703
	TEL	0744-25-4014
	災害時直通電話	0744-22-7717
	公益社団法人 奈良県看護協会	

災害支援ナース派遣候補者リスト-第 報

○印が出発日です。出発日を含む連続4日間に○を付けてください。派遣期間は3泊4日です。

[illegible]

奈良県看護協会 災害時連絡先

〒634-0813 橿原市四条町 288 番地 8

災害時直通電話 0744-22-7717

災害専用メール : saigai@nara-kango.or.jp

TEL : 0744-25-4014 FAX : 0744-24-7703